

京都市告示第 343号

京都市市民防災センター条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり
京都市市民防災センターを臨時に開所します。

平成16年11月8日

京都市長 榊 本 頼 兼

臨時に開所する日 平成17年1月17日及び同年1月18日

(消防局安全救急部市民安全課)